

令和８年度神栖市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施事業者募集要領

別表１

実施類型	実施方法	設備基準	職員基準	定員	備考
余裕活用型乳児等通園支援事業	在園児と合同で実施	右記施設の設備基準に準ずる。	右記施設の職員基準に準ずる。	右記施設の利用定員の総数に満たない場合、その範囲内とする。	２（２）の対象施設のうち、保育所、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業が実施可能。
一般型乳児等通園支援事業（在園児合同）	在園児と合同で実施	<u>乳児室</u> ：０・１歳児１人１.６５㎡以上 <u>ほふく室</u> ：０・１歳児１人３.３㎡以上 <u>乳児等通園支援室又は遊戯室</u>	０歳児：３人につき１人以上配置 １・２歳児：６人につき１人以上配置 専従職員を２人以上配置（※１）	右記施設とは別に定員を設定する。 １人以上とする。	２（２）の対象施設が実施可能。
一般型乳児等通園支援事業（専用室独立）	在園児とは別で実施	２歳以上児１人１.９８㎡以上 トイレ、保育用具必須	従事者の半数以上は保育士（※２）		

（※１）次のいずれかに該当する場合は、専ら一般型乳児等通園支援事業（以下、「一般型」という。）に従事する職員を１人とすることができる。

- ・一般型と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、一般型を行うに当たって保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら一般型に従事する職員が保育士であるとき。
- ・一般型を利用している乳幼児の人数が３人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において一般型が実施され、かつ、一般型を行うに当たって保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

（※２）保育士以外の従事者として、その他乳児等通園支援に従事する職員として次の研修を修了した者を配置することができる。

- ・「子育て支援員研修事業の実施について」（令和６年３月３０日こ成環第１１１号・こ支家第１８９号）の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」に基づく子育て支援員研修（基本研修及び地域型保育コースの専門研修）